

瀬戸市公益活動団体応援寄附金制度による支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、ふるさと納税制度及び企業版ふるさと納税制度において法人格を有する団体（以下「団体」という。）を指定して寄附された寄附金を財源とし、当該団体が公益活動を行う場合に瀬戸市公益活動団体応援寄附金制度による支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、公益活動とは、教育又は文化の振興、健康福祉の増進、環境保全、防災等営利を目的としない活動であって、地域課題の解決又は市の魅力向上に資する活動をいう。

（対象団体）

第3条 支援金の交付を受けることができる団体（以下「対象団体」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす公益活動を行う団体であって、市長が対象団体として登録したものとする。

- (1) 市内に事業所を有していること。
- (2) 定款又はこれに準ずるものを備えていること。
- (3) 役員会（理事会、評議員会等）により団体内での意思決定を行っていること。
- (4) 直近3年の事業活動、決算及び財務の情報を開示している、又は開示できること。
- (5) 団体の設立、運営等に関連する法令を遵守していること。

- (6) 暴力団（瀬戸市暴力団排除条例（平成２３年瀬戸市条例第１２号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員（同条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と密接な関係を有しないこと。
- (8) 暴力団員が、団体の役員となっていないこと。
- (9) 市税を滞納していないこと。

（対象事業）

第４条 支援金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、対象団体が市内において実施する公益活動であって、市の会計年度内に完了するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象としない。

- (1) 対象団体の入学金、授業料（教材費等を含む。）、後援会費等の減額、免除、助成等に係る事業
- (2) 特定の個人又は団体の利益を追求するための事業
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (4) その他市長が不相当と認める事業

（対象経費）

第５条 支援金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業の実施に要する経費（他の補助金等の交付を受けている経費を除く。）のうち、市長が認める経費とする。

（団体の登録申請）

第６条 対象団体の登録を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、瀬戸市公益活動団体応援寄附金制度による支援金交付団体登録申請書（第１号様式。以下「登録申請書」という。）

に關係書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

（審査及び団体登録決定等）

第7条 市長は、登録申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは瀬戸市公益活動団体応援寄附金制度による支援金交付団体登録決定書（第2号様式。以下「登録決定書」という。）を、適当でないと認めたときは瀬戸市公益活動団体応援寄附金制度による支援金交付団体不登録決定書（第3号様式）を当該申請団体に交付する。

2 市長は、登録決定書を交付する場合において、特に必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 登録決定書の交付を受けた団体（以下「登録団体」という。）が登録を取り消す場合は、速やかに瀬戸市公益活動団体応援寄附金制度による支援金交付団体登録取消届（第4号様式。以下「取消届」という。）を市長に提出するものとする。

4 市長は、取消届が提出された場合は、直ちに同登録団体の登録を取り消すものとする。

5 市長は、前2項の規定にかかわらず、登録団体が第3条各号のいずれかを満たさなくなった場合のほか、登録団体として適当でないと認めた場合は、団体の登録を取り消すことができる。

（支援金の額等）

第8条 支援金の額は、当該登録団体を指定して寄附された寄附金（以下「応援寄附金」という。）の額（市長が定める日時点の額とする。）に100分の80を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を限度として交付する。

- 2 応援寄附金の額から前項の規定により算出した支援金の額を減じて得た額の使途については、市長が決定するものとする。
- 3 市長は、応援寄附金の額及び支援金の額について、瀬戸市公益活動団体応援寄附金制度による応援寄附金額及び支援金額通知書（第5号様式。以下「応援寄附金額及び支援金額通知書」という。）により、登録団体に通知する。
- 4 前項の場合において、次条及び第11条の規定による支援金の剰余金があるとき又は第14条の規定により返還された支援金があるときは、当該金額を応援寄附金額及び支援金額通知書により通知する。
- 5 前各項に定めるもののほか、応援寄附金及び支援金の額の確定の基準日その他必要な事項は、市長が別に定める。

（支援金の交付申請）

第9条 応援寄附金額及び支援金額通知書を受けた登録団体が、支援金を受けようとする場合は、瀬戸市公益活動団体応援寄附金制度による支援金交付申請書（第6号様式。以下「交付申請書」という。）に、関係書類を添えて、別に定める日までに市長へ提出しなければならない。

（支援金の交付決定）

第10条 市長は、交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、瀬戸市公益活動団体応援寄附金制度による支援金交付決定書（第7号様式）を当該登録団体に交付する。

（支援金の変更交付申請）

第11条 前条の規定による交付決定を受けた登録団体（以下「交

付決定団体」という。)は、当該交付決定後に交付申請書の内容に変更が生じた場合は、瀬戸市公益活動団体応援寄附金制度による支援金変更交付申請書(第8号様式)に関係書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

2 前項の場合において、市長は、前条の規定に準じて変更交付決定の手続を行うものとする。

(支援金の請求及び交付)

第12条 交付決定団体(前条第2項の規定による変更交付決定を受けた登録団体を含む。以下同じ。)は、瀬戸市公益活動団体応援寄附金制度による支援金交付請求書(第9号様式)により、市長に支援金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、交付決定団体に支援金を交付するものとする。

(実績報告)

第13条 交付決定団体は、対象事業の完了の日から起算して15日以内の日又は支援金の交付を受けた日が属する会計年度の3月31日から起算して15日以内の日のいずれか早い日までに、瀬戸市公益活動団体応援寄附金制度による支援金実績報告書(第10号様式。以下「実績報告書」という。)に関係書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

(支援金の額の確定等)

第14条 市長は、実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、支援金の額を確定し、瀬戸市公益活動団体応援寄附金制度による支援金確定通知書(第11号様式)により通知する。

2 市長は、前項の規定により確定した支援金の額が第12条第2項の規定により交付した支援金の額に満たない場合は、当該支援金の交付を受けた交付決定団体に対し、その差額について、期限を定めて返還を命じるものとする。

(決定の取消し等)

第15条 市長は、虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けた者に対し、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した支援金の全部又は一部について、期限を定めて返還を命じるものとする。

(報告及び立入調査)

第16条 市長は、特に必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市職員に立入調査をさせることができる。

(登録の取消し後の応援寄附金等)

第17条 第7条第4項及び第5項の規定による登録の取消しがあったときは、当該応援寄附金及び支援金の残額の使途については、市長が決定するものとする。

2 第15条の規定による支援金の返還があったときは、当該返還された支援金の使途については、市長が決定する。

(応援寄附金及び支援金の管理)

第18条 市長は、応援寄附金及び支援金について、台帳等に記載することにより適正に管理しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 3 0 日から施行する。